

「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング」
(第 25 回)

平成 29 年 3 月 21 日 (火) 午前 10 時
日本証券業協会 第 1 会議室

議 案

1. 「ハイブリッド証券」に係る法人関係情報の考え方について
2. その他

以 上

【前回ワーキング確認事項】

ハイブリッド証券等(※)の発行等に関する情報は法人関係情報と考えるべき場合がある



顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの

(※)同様の性質を有する「資本性の認定を目的として発行されるローン(劣後ローン)」についても同様に考える

**【今回検討すべき事項】**

★「投資判断への影響を及ぼす」とまでは言えないものは、対象外としてよいのではないか

**【意見照会に寄せられた具体的提案】**

◆**資本への影響が軽微なもの（適時開示の考え方を参考とする）**

- ・純資産の増減額(発行額×資本性認定率)が純資産額の2.5%未満の場合

◆**サプライズがないもの（織り込み済みと考えられるもの）**

- ・銀行・保険・証券の資本規制など規制内容・基準等が公になっている場合で平常時に
経常的・恒常的に償還・調達が行われるもの

★上記の意見は妥当か、他に考えられる事項はあるか？

【検討例】

例えば、社内規則モデル別表に上記2例のように、商品の内容、規模、銘柄等を総合判断して、株価に影響を及ぼす可能性が低いと管理部門が認めたものを各社において除外できることを注記として記載してはどうか

【前回ワーキング懸念事項】

ハイブリッド証券等の発行等に関する情報を法人関係情報とした場合、その実行等が公表されない場合法人関係情報の解除ができなくなるのではないか

**【今回検討すべき事項】**

★重要事実に該当しない法人関係情報の解除は、
当該事案の実行又は消滅の「公表」以外に「公知」で足りるのではないか

※金商法コンメンタール等で示されている考え方「重要事実」に該当しない法人関係情報については、インサイダー取引規制における公表と同一に解すべき必然性はない」

【公表・公知と考えられる具体例】**◆発行登録書**

発行予定の社債に劣後債・ハイブリッド債がありうること(劣後条項の記載)の明記

◆決算の開示

当該劣後債等の公表がなくとも当該劣後債等が記載された決算の開示

◆ベンダーアナウンス

いわゆるマンドートアナウンスについては、内容及び時期について主幹事が発行会社に事前に確認を取ったうえで行うものであるため、実質的に発行体の発表と等しいと考えられる

◆自社ホームページへの掲示**◆格付けの公表**

登録信用格付け会社により、当該ハイブリッド証券等の発行が織り込まれたことが示された格付けの公表

◎その他、現状、各社で対応している未公表の情報の解除の方法による解除(当該案件の実行等についての発行体への確認、一定以上の時間経過によるみなし消滅等)がある

社内規程モデル	作成上の留意点
法人関係情報管理規程 第 1 章 総 則 (目 的) 第 1 条 この規則は、当社の役職員が業務上取得する法人関係情報に関して、その法人関係情報を取得した際の手続、伝達手続及び情報管理手続等を定めることにより、その情報を利用した不公正取引を防止し、もって当社における事業活動の適正化に資することを目的とする。 以下省略	※ 本社内規程モデルは、第一種金融商品取引業(金商法第 28 条第 1 項各号に掲げる業務)を幅広く行う協会会員における社内規則のモデルとして作成しています。協会員においては、自社の業態等を勘案して、適宜読み替えや必要事項の追記等を行って作成してください。 また、特別会員においては登録金融機関業務に必要な範囲において必要な事項を規定してください。

社内規程モデル	作成上の留意点
別 表 上場会社等及びその子会社並びに上場投資法人等及びその資産運用会社の運営、業務、財産に係る重要な情報等 I. 上場会社等（上場投資法人等¹を除く。）に係る重要情報 1. 決定事実 (1) 会社法第 199 条第 1 項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者（協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。）の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあっては、これに相当する外国の法令の規定（当該上場会社等が外国会社である場合に限る。以下同じ。）によるものを含む。）若しくは同法第 238 条第 1 項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集又は株式若しくは新株予約権の売出し (注) ここでいう「募集」とは、金融商品取引法における「募集」の定義とは異なり、金融商品取引法上の「私募」を含む。以下同じ。 (2) (1)に規定する募集若しくは売出しに係る発行登録（その取り下げを含む。）又は当該発行登録に係る募集若しくは売出しのための需要状況の調査の開始 (3) 資本性の認定を目的として発行される劣後債（いわゆるハイブリッド証券）等の募集 (注) 同様の性質を有する劣後ローン（いわゆるハイブリッドローン）の調達情報等を含む。 (4) 資本金の額の減少 (5) 資本準備金又は利益準備金の額の減少 (6) 自己株式の取得 (7) 株式無償割当て又は新株予約権無償割当て (8) 新株予約権無償割当てに係る発行登録（その取下げを含む。）又は当該発行登録に係る新株予約権無償割当てのための需要状況若しくは権利行使の見込みの調査の開始 (9) 株式（優先出資法に規定する優先出資を含む。）の分割又は併合 (10) 剰余金の配当 (11) 株式交換 (12) 株式移転 (13) 合併 (14) 会社の分割 (15) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け (16) 解散（合併による解散を除く。） (17) 新製品又は新技術の企業化 以下省略	※本社内規程モデル別表では、法人関係情報に該当すると考えられる項目名を記載していますが、項目によっては、顧客の投資判断に影響を及ぼす可能性を勘案して、一定の水準や判断基準を示しておくことも考えられます（社内規則に明示する場合、管理部門の内規とする場合を含む）。 ※第 3 号については、以下の観点を含め、商品の内容、規模、銘柄等を総合的に判断して、顧客の投資判断に影響を及ぼさないと考えられるものについては含めないことができると考えられます。 ○資本への影響が軽微なものであるか。（例えば、適時開示の業績予想の修正純利益においては、純資産額の 2.5%未満の変動の場合の対象外となっていること等を参考に各社で判断すること。） ○サプライズがないものであるか。（例えば、銀行の資本規制など規制内容・基準等が公になっている場合で経常的・恒常的に償還・調達が行われるものは、既に株価への織り込みがなされていると考えられること等を勘案して各社で判断すること。）

¹上場会社等のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 12 項に規定する投資法人をいう。以下同じ。

「ハイブリッド証券」等に係る法人関係情報の考え方について(主な意見)

2017 年3月

1. 法人関係情報の管理基準に関する意見

管理対象となるもの(●)／ならないもの(○)として例示のあった意見

＜資本に関するもの＞

- 「発行額×資本性認定率<純資産の2.5%」の場合については、資本、株価への影響が軽微なものと考えられる
- 連結総資産の増加見込額の直前会計年度の末日における連結純資産に対する割合が30%以上の場合

＜周知性に関するもの＞

- バゼルⅢ規制など規制内容、基準等が公になっている場合で経常的・恒常的に償還・調達が行われるものは、既に株価への織り込みがなされていると考えられる
- T1 資本/Tier2 資本適格を企図した劣後債。国際基準行として自己資本比率規制に対応するために発行している上記劣後債については、発行時に適時開示していないことも多い。バゼルⅢ規制が、普通株式等 Tier1 資本を重視する枠組みとなっているため、資本性の低い AT1 や Tier2 に関しては、資本としての重要性が低下したと整理
- BIS 規制上のコア資本認定が低いもの
- 発行登録の有無、会社 WEB、会社により公表されている経営計画等における資金調達方針、市場情報、等及び開示の有無

＜その他＞

- 株式又は新株予約権の募集と同時に公表されるハイブリッド証券の発行は、株式又は新株予約権の募集により法人関係情報管理がなされており、二重管理となるため
- 既発行社債残高の10%を超える発行額の社債すべて
- 商品の内容、規模、銘柄等を総合判断して株価に影響を及ぼす可能性が低いと管理部門が認めたもの

その他の意見(一般的な基準として考えられるもの)

- ・ 発行体属性(上場・非上場、上場会社子会社、海外関連会社等)
- ・ 自己資本への影響度(発行額が大きいもの、多額の資金の借り入れに相当するもの等)
- ・ 財務状況への影響(新規資金調達が困難となっていた状況下で劣後債等により新規事業資金を調達できることが確実となった場合、業績悪化時に実行されるもの等)※高格付先など財務基盤が安定的な発行体が行う運転資金調達の一環として実行されるもの(既存有利子負債の借換等を含む)等は該当しないと考えられる

- ・ 格付の変更をもたらすもの
- ・ 発行体の財務状況に鑑み相応にインパクトのある調達金額の場合（初めてのハイブリッド証券の発行、当該発行体の他の証券発行への影響等）等
- ・ 発行目的（資本性の認定、未公表の買収取引等）
- ・ 資金使途
- ・ 自己株取得等のインサイダー情報に該当する事案と同時に検討される場合
- ・ 過去の発行状況、類似事例等
- ・ 資本金変動の程度
- ・ グローバル基準に基づき、重要な非公開情報と認められる情報すべて。MNPI の考え方で管理
- ・ 発行体の破産、会社更正法、民事再生法の適用等の劣後事由の発生の有無

2. 劣後債等の発行情報の情報管理の方法について

② 情報管理の方法（社内伝達、投資家との守秘義務契約等）

社内伝達について

- ・ 債券引受業務担当部署は、法人関係情報の管理と同等の情報隔壁措置をとっている。

守秘義務契約の締結について

- ・ 社外情報伝達先（投資家等）と守秘義務契約を締結している。

その他

- ・ 法人関係情報に準じた社内隔壁を設定するが、情報伝達時の守秘義務契約締結の義務化はしていない。
- ・ 関係者に伝達範囲を限定している。
- ・ 引受業務関係情報として管理。情報取得時の報告方法は法人関係情報と同様だが、伝達方法は異なる。

3. その他

情報管理の考え方

- ・ 各社において個別具体的に検討し判断すべき。法人関係情報に該当しない場合でも、機密情報として管理を行うことで十分に対応できる。

情報管理解除の考え方

- ・ 解除条件の「公知」方法として、ベンダーを通じたアナウンスを入れてほしい。
- ・ 私募債、ローンについて解除判定条件を検討すべき。
- ・ ハイブリッドローンは情報管理解除が行えない。

以上